公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

一　件名　東部瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十三年二月二十二日　午前十時から

三　場所　茨城県水戸市五軒町民センター（茨城県水戸市五軒町一丁目六番四十八号）

四　事案の要旨

1　供給区域の変更（茨城県水戸市の一部区域の減少）に係る一般ガス供給約款の変更

2　詳細は、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課（東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）並びに東部瓦斯株式会社の本社（東京都中央区日本橋箱崎町七番一号）、支社、事業所において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した経済産業大臣あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「東部瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十三年二月八日までに経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課（郵便番号一〇〇―八九三一　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、経済産業大臣が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「東部瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十三年二月八日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号一〇〇―八九七一　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

経済産業大臣　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

東部瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

押収物還付公告の取消

横浜地方検察庁検察官

下記の押収物還付公告は、取り消す。

記

平成22年６月24日官報（号外第133号）38ページ４段掲載平成21年検第5019～5021号住居侵入、窃盗被告事件（平成21年領第2451号）

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

横浜地方検察庁検察官

平成21年検第5019～5021号住居侵入、窃盗被告事件（平成21年領第2451号）　1．リュック１個。2．手提げバッグ３個。3．ショルダーバッグ３個。4．ポーチ４個。5．置時計１個。6．腕時計134個。7．時計９個。8．ネックレス59本。9．ブレスレット11本。10．イヤリング４組。11．ピアス５組。12．ペンダントヘッド３個。13．指輪18個。14．現金9,399円。15．古銭（紙幣）９枚。16．外国紙幣64枚。17．ハンドバッグ７個。18．石様のもの１個。19．ネクタイピン30個。20．ブローチ５個。21．カフスボタン２組。22．小銭入れ７個。23．ウエストポーチ１個。24．サングラス１個。25．小物入れ２個。26．外国硬貨４個。27．財布11個。28．テレフォンカード１枚。29．カードケース２個。30．手鏡１枚。31．フラッシュメモリー１個。32．切手31枚。33．腕時計用ベルト１個。34．宝石箱１個。35．カメラ１台。36．デジタルカメラ１台。37．電子ライター１個。38．トートバッグ１個。39．イヤリング１個。40．古銭（硬貨）２個。41．オイルライター９個。42．ガスライター２個。43．ルアー１個

工場財団

岩手県盛岡市上田二丁目19番56号**盛岡ガス株式会社**の工場財団に岩手県岩手郡滝沢村滝沢字高屋敷平11番地23盛岡ガス株式会社瓦斯工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年１月31日　盛岡地方法務局

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成23年１月17日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成23年１月31日　財務大臣　野田　佳彦

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
紙巻たばこ	バージニア・エス・アクセント・１	ＦＫ　20本ハードパック	ドイツ	410円
紙巻たばこ	バージニア・エス・アクセント・６	ＦＫ　20本ハードパック	ドイツ	410円
葉巻たばこ	ジノクラシック　エンバシーリミテッド　2010	140㎜　１本	ドミニカ共和国	2,400円
葉巻たばこ	ダビドフ　マデューロ　トロ	152㎜　１本	ドミニカ共和国	4,000円
葉巻たばこ	サンタダミアナ　2004　ロブスト	127㎜　１本	ドミニカ共和国	2,000円